官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一五）　二
〔法規的告示〕
○平成二十七年総務省告示第四百二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第四十条第二項第五号等の規定に基づく内閣総理大臣が定める事項）の一部を改正する件（デジタル庁一二）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一二五）　三
○政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書Ⅱ及びⅢの修正に関する件（外務四〇四）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同四〇五）　三
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一五三五）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九五五～九六〇、九六二、九六三）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九六一）　六
○直轄砂防工事を施行する件（同九六四、九六五）　七
○道路に関する件（東北地方整備局七七）　八
○浄化槽の型式の認定を更新した件（関東地方整備局二一二）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局五九、六〇）　八
○道路に関する件（中部地方整備局九三）　八
〔人事異動〕
内閣　内閣府　警察庁　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
国営漁川右岸土地改良事業（農業用用排水）計画の公告（農林水産省）　九
法　務
公証人任免（法務省）　九
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（埼玉労働局最低賃金公示三）　九
国家試験
第六十七回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（原子力規制委員会）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件　一〇
（国家公安委員会告示配一〇）
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（同一一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三〇
会社その他

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十条の規定を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十月二十日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めの方法等） **第四十条**　［略］ ［2　略］ 3　情報照会者は、令第二十条第一項の規定により利用特定個人情報の提供を求めるに当たり、当該利用特定個人情報を保有する情報提供者の名称を特定することが困難であるときは、内閣総理大臣に対し、令第二十六条第六項の規定により内閣総理大臣が情報提供ネットワークシステムにおいて管理する情報提供用個人識別符号の通知先（当該利用特定個人情報を保有する情報提供者に係るものに限る。次項において「通知先」という。）の通知を求めることができる。	（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めの方法等） **第四十条**　［同上］ ［2　同上］ ［新設］

4　内閣総理大臣は、前項の規定による通知の求めがあった場合であって、通知先の通知が、情報照会者が情報提供者の名称を特定するために必要なものであると認めるときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報照会者に対し、当該通知の求めに係る通知先を通知するものとする。

5　前各項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、第二項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と、第三項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、「情報提供者」とあるのは「条例事務関係情報提供者」と、「第二十六条第六項」とあるのは「第三十一条において準用する令第二十六条第六項」と、前項中「情報提供者」とあるのは「条例事務関係情報提供者」と読み替えるものとする。

［新設］

3　前二項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、前項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和七年十一月一日から施行する。

法規的告示

○デジタル庁告示第十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十五号）の施行に伴い、平成二十七年総務省告示第四百二号の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　利用特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「命令」という。）第40条第２項第５号（命令第40条第５項において準用する場合を含む。）、第41条第１項第５号及び第46条第３項第２号（これらの規定を命令第48条において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第８号又は第９号の規定による利用特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。	1　利用特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、利用特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「命令」という。）第40条第２項第５号（命令第40条第３項において準用する場合を含む。）、第41条第１項第５号及び第46条第３項第２号（これらの規定を命令第48条において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第８号又は第９号の規定による利用特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十五号）の施行の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百二十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十月二十日

法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属　横田　信之
同　中島　行博
同　青野　洋士
同　小林　健司
同　矢野　元博
同　森　悦子
同　松並　孝二
同　中村　周司
同　佐野　仁志
同　山下　隆志
同　黒津　英明
同　互　敦史
同　森脇　尚史
同　阿部　浩巳
同　**花**沢　剛男
同　尾崎　寛生
同　廣瀬　勝重
同　西谷　隆
同　森　隆志
同　上田　哲
同　植村　誠
同　青木　晋
同　廣田　泰士
同　吉田　久
同　白木　功
同　木村　匡良
同　千原　正敬
同　鬼澤　友直
同　岩山　伸二
同　鈴木　博
同　中澤　康夫
同　髙橋　久志
同　池下　朗
同　八木　清文
同　山口　英幸
同　**片**山　隆夫
同　勝山　浩圖
同　梅村　嘉久
同　見米　正

○外務省告示第四百四号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅱ及びⅢの日本国の部分は、同協定第六条３の規定に従い、次のように修正され、その修正は、令和七年八月二十八日に効力を生じた。

（令和七年九月四日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和七年十月二十日

外務大臣　岩屋　毅

附属書Ⅱ

法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

日本国

一　付表１に掲げる機関については、官報（https://www.kanpo.go.jp）

二　付表２に掲げる機関については、次のいずれかのもの

１　県報

２　市報

３　県報又は市報に相当するもの

４　官報

三　付表３に掲げる機関については、次のいずれかのもの

１　官報

２　外務省のウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html）

附属書Ⅲ　第七条、第九条７及び第十六条２の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

日本国

一　付表１に掲げる機関については、官報（https://www.kanpo.go.jp）

二　付表２に掲げる機関については、次のいずれかのもの

１　県報

２　市報

３　県報又は市報に相当するもの

三　付表３に掲げる機関については、次のいずれかのもの

１　官報

２　外務省のウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html）

○外務省告示第四百五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年十月二十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年九月三十日
発行年月日　令和三年十一月三十日
旅券番号　ＴＺ二〇九六七〇九

○農林水産省告示第千五百三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	18.300

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	16.300

三　（略）

第四～第九　（略）

○国土交通省告示第九百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田中（三）

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷上田

乙一九三六番　一号、二号、十九号及び二十号

乙一七二六番　三号から十二号まで

乙一九二四番一　十三号から十六号まで

乙一九三五番三　十七号及び十八号

○国土交通省告示第九百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂上の谷

二　砂防法第二条の土地の表示

(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県鹿足郡津和野町青原

五四六番一　一号及び二号

五四六番一　三号

八八三番二　四号

五七〇番　五号

五五二番一　六号

五五〇番一　七号

八六一番一　八号及び九号

五〇九番三　十号及び十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

テキレ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県益田市染羽町

口一四四番一一　一号及び十四号

口一五七番一　二号、三号及び十二号

口一四一番一三　四号

口一六一番二　五号及び六号

口二二六九番三　七号

口二二六九番一　八号

口二二六四番　九号及び十号

口二二六六番続一　十一号

口一四一番二　十三号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

洗川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県益田市波田町

イ五八四番二　一号及び二十八号

イ五八四番一　二号及び三号

イ五八六番　四号

地先道路敷

イ五九四番　五号

イ九九九番　六号

イ六〇六番二　七号

イ九九八番二　八号

イ六〇七番内一　九号

イ九九六番　十号から十二号まで

イ六一四番　十三号

イ九七八番二　十四号及び十五号

イ六〇四番　十六号

イ六〇二番　十七号

イ六〇〇番　十八号

イ五九九番　十九号

地先河川敷

イ五一七番　二十号

イ五二二番内一　二十一号

イ五二九番　二十二号

イ五二八番　二十三号

イ五三六番　二十四号から二十六号まで

イ五八四番一　二十七号

地先河川敷

○国土交通省告示第九百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東高上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

愛媛県上浮穴郡久万高原町父野川の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 36′ 44.4157″	132° 52′ 34.8657″
2	33° 36′ 44.5690″	132° 52′ 34.9318″
3	33° 36′ 44.6269″	132° 52′ 34.8014″
4	33° 36′ 44.8566″	132° 52′ 34.6545″
5	33° 36′ 44.9387″	132° 52′ 34.7385″
6	33° 36′ 50.2540″	132° 52′ 32.2035″
7	33° 36′ 50.9569″	132° 52′ 33.5414″
8	33° 36′ 47.8470″	132° 52′ 35.8039″
9	33° 36′ 45.5968″	132° 52′ 35.4540″
10	33° 36′ 45.5994″	132° 52′ 35.3434″
11	33° 36′ 45.5346″	132° 52′ 35.3354″
12	33° 36′ 45.5233″	132° 52′ 35.2479″
13	33° 36′ 45.4351″	132° 52′ 35.2320″
14	33° 36′ 45.3561″	132° 52′ 35.2270″
15	33° 36′ 45.0545″	132° 52′ 35.2079″
16	33° 36′ 44.9545″	132° 52′ 35.1470″
17	33° 36′ 44.8322″	132° 52′ 35.2410″
18	33° 36′ 44.7274″	132° 52′ 35.4788″
19	33° 36′ 44.6800″	132° 52′ 35.6633″
20	33° 36′ 44.6489″	132° 52′ 35.6034″
21	33° 36′ 44.3442″	132° 52′ 35.1160″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

分城川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

愛媛県大洲市河辺町北平の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第千五百九十五号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 30′ 43.1710″	132° 47′ 38.4693″
2	33° 30′ 43.1815″	132° 47′ 37.3081″
3	33° 30′ 50.5181″	132° 47′ 35.7774″
4	33° 30′ 50.6307″	132° 47′ 37.2189″
5	33° 30′ 48.5618″	132° 47′ 37.7892″
6	33° 30′ 48.3573″	132° 47′ 37.7814″
7	33° 30′ 48.1087″	132° 47′ 37.8785″
8	33° 30′ 47.7579″	132° 47′ 38.0402″
9	33° 30′ 47.3289″	132° 47′ 38.1734″
10	33° 30′ 47.1256″	132° 47′ 38.1435″
11	33° 30′ 46.9017″	132° 47′ 38.2045″
12	33° 30′ 46.4582″	132° 47′ 38.6213″
13	33° 30′ 44.1637″	132° 47′ 39.4389″
14	33° 30′ 43.1048″	132° 47′ 38.8600″

○国土交通省告示第九百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上関川（一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

高知県長岡郡本山町上関

字防奥

甲一九二四番及び甲一九二五番

甲一九二七番一及び甲一九二七番二

甲一九二八番一

甲一九四〇番

甲一九四二番一及び甲一九四二番二

甲一九四三番一及び甲一九四三番二

甲一九四四番一及び甲一九四四番二

字サルタキ

甲一九六〇番二

甲一九六三番一

甲一九六五番

甲一九六八番

甲一九七〇番

甲一九七三番

甲一九七七番一

甲一九七九番

甲一九八〇番一及び甲一九八〇番二

甲一九八一番一及び甲一九八一番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県長岡郡本山町上関

字井口

甲六二三番二　一号及び二号

甲六二三番一　三号

甲六二一番　四号

地先道路敷　五号

甲六二〇番　六号から八号まで

甲六一五番一　十五号から十九号まで、二十二号及び二十三号

甲六二五番　二十号及び二十一号

甲六三一番　二十四号から二十六号まで

甲一八五二番　九号

甲一八五八番　十号及び十一号

甲一九四三番二　十二号

甲五六九番　二十七号

地先道路敷

甲一九五七番　十三号及び十四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

清水谷川及び支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

高知県土佐清水市大字下ノ加江の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第三千二十八号で指定した同号三三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32° 52′ 21.6493″	132° 57′ 01.2809″
2	32° 52′ 21.9942″	132° 57′ 02.2558″
3	32° 52′ 21.7716″	132° 57′ 04.3225″
4	32° 52′ 21.1566″	132° 57′ 04.8874″
5	32° 52′ 19.5375″	132° 57′ 01.9162″
6	32° 52′ 20.4912″	132° 56′ 58.0874″

○国土交通省告示第九百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

戸房川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十五号と十六号を昭和五十四年建設省告示第百十七号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十六号から十八号までを順次結んだ線、標柱十八号と十九号を昭和五十四年建設省告示第百十七号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第百十七号で指定した同号十に掲げる土地の区域を除く。）

佐賀県唐津市浜玉町平原

字戸房　乙二四一六番一　一号

地先道路敷　乙二四一六番一　二号

字岩添　乙二九六四番一
乙二九五三番
乙二九六八番一
乙二九四九番一
乙二九七一番一
乙二九四四番
乙二九三六番四
乙二九五八番一
三号から六号まで
七号及び八号
九号
十号及び十一号
十二号
十四号
十五号
十六号及び十七号
十八号
十九号
字戸房山　乙二九七二番二一
乙二九六〇番一
地先道路敷
乙二九五九番一
乙二九五四番一
乙二九五五番一
乙二九五六番一
乙二九五七番一
乙二九五八番一
十三号

○国土交通省告示第九百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

手蓑小川

二　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県南九州市知覧町郡字竹山ノ迫、字油木ヶ迫、字菖蒲谷ノ上、字河良山上及び字山神ノ迫の区域内の土地のうち、次の一点から二十四点までを順次結んだ線及び一点と二十四点を県道谷山知覧線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
一点	北緯三一度二三分三九秒六三九〇	東経一三〇度二九分四五秒六八六六
二点	北緯三一度二三分四〇秒〇九〇六	東経一三〇度二九分四五秒一三九二
三点	北緯三一度二三分四〇秒六五九二	東経一三〇度二九分四三秒九四六三
四点	北緯三一度二三分四〇秒三九〇〇	東経一三〇度二九分四二秒四三一一
五点	北緯三一度二三分四〇秒七〇六四	東経一三〇度二九分四〇秒五八二七
六点	北緯三一度二三分四〇秒五六〇〇	東経一三〇度二九分三九秒四二六一
七点	北緯三一度二三分四〇秒五九八五	東経一三〇度二九分三七秒七一四三
八点	北緯三一度二三分三九秒八五一四	東経一三〇度二九分三三秒八四七三
九点	北緯三一度二三分三九秒九七二六	東経一三〇度二九分三〇秒九〇九五
十点	北緯三一度二三分四〇秒一〇九九	東経一三〇度二九分二九秒〇三二五
十一点	北緯三一度二三分四〇秒一七七〇	東経一三〇度二九秒二九秒〇〇八〇
十二点	北緯三一度二三分四一秒三四五五	東経一三〇度二九分三〇秒七八二五
十三点	北緯三一度二三分四一秒五九五九	東経一三〇度二九分二一秒九六八八
十四点	北緯三一度二三分四三秒二八〇〇	東経一三〇度二九分二四秒〇八三三
十五点	北緯三一度二三分四三秒八六九〇	東経一三〇度二九分二四秒七九二三
十六点	北緯三一度二三分四四秒七八九二	東経一三〇度二九分二四秒六三四四
十七点	北緯三一度二三分四四秒三四二七	東経一三〇度二九分三八秒九八三八
十八点	北緯三一度二三分四四秒一八五六	東経一三〇度二九分四〇秒九三六五
十九点	北緯三一度二三分四三秒五三〇〇	東経一三〇度二九秒四二秒八六七〇
二十点	北緯三一度二三分四二秒四一八五	東経一三〇度二九分四五秒〇六一一
二十一点	北緯三一度二三分四一秒四七六七	東経一三〇度二九分四四秒二三二一
二十二点	北緯三一度二三分四一秒〇七九七	東経一三〇度二九分四四秒二〇九八
二十三点	北緯三一度二三分四〇秒四五九六	東経一三〇度二九分四五秒二二六七
二十四点	北緯三一度二三分三九秒八八八八	東経一三〇度二九分四五秒九七四四

○国土交通省告示第九百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

牛尾川

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県輪島市町野町の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°25′44.3912″	137°06′09.1019″
2	37°25′43.1747″	137°06′07.8925″
3	37°25′41.3258″	137°06′05.2333″
4	37°25′42.5848″	137°06′02.9024″
5	37°25′45.4066″	137°06′00.5593″
6	37°25′46.5108″	137°06′00.0572″
7	37°25′48.0085″	137°05′59.8962″
8	37°25′53.1459″	137°06′02.8896″
9	37°26′03.4101″	137°05′59.5551″
10	37°26′14.4303″	137°06′20.2703″
11	37°26′14.8290″	137°06′21.0041″
12	37°26′15.9944″	137°06′27.9178″
13	37°26′16.8838″	137°06′34.3809″
14	37°26′16.8224″	137°06′37.1103″
15	37°26′15.3197″	137°06′42.1700″
16	37°26′13.5410″	137°06′45.5303″
17	37°26′12.2836″	137°06′45.9937″
18	37°26′09.9681″	137°06′46.0388″
19	37°26′07.4226″	137°06′45.3307″
20	37°26′04.2790″	137°06′43.0197″
21	37°26′03.2772″	137°06′40.2002″
22	37°26′02.7762″	137°06′38.0759″
23	37°26′02.8478″	137°06′35.8614″
24	37°26′02.0811″	137°06′34.3680″
25	37°25′53.1868″	137°06′17.7211″
26	37°25′44.7359″	137°06′11.4717″

○国土交通省告示第九百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

塚田川

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県輪島市久手川町、同市稲舟町の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二千三百四十号で指定した塚田川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	37°23′17.6939″	136°55′43.1319″
2	37°23′16.7426″	136°55′44.8893″
3	37°23′16.5585″	136°55′49.0027″
4	37°23′17.3564″	136°55′50.1421″
5	37°23′04.8813″	136°56′17.4106″
6	37°23′04.3596″	136°56′26.2361″
7	37°23′04.2982″	136°56′27.1244″
8	37°23′03.1167″	136°56′32.1069″
9	37°23′01.3980″	136°56′39.2523″
10	37°23′02.5029″	136°56′40.5076″
11	37°23′05.9094″	136°56′44.1382″
12	37°23′07.5820″	136°56′49.0048″
13	37°23′08.3799″	136°56′50.8781″
14	37°23′10.4821″	136°56′55.6674″
15	37°23′07.4746″	136°57′01.0941″
16	37°23′02.8865″	136°56′57.4828″
17	37°22′51.7919″	136°56′48.5607″
18	37°22′52.7433″	136°56′43.5782″
19	37°22′57.4850″	136°56′14.8228″
20	37°22′57.6231″	136°56′14.1855″
21	37°22′58.3597″	136°56′10.8445″
22	37°22′58.9428″	136°56′08.2567″

23	37°23′03.8379″	136°55′58.3497″
24	37°23′04.7432″	136°55′57.1717″
25	37°23′07.5053″	136°55′53.0969″
26	37°23′09.4883″	136°55′49.8710″
27	37°23′12.3522″	136°55′52.6360″
28	37°23′15.1098″	136°55′47.9936″
29	37°23′14.9195″	136°55′47.6952″
30	37°23′14.9933″	136°55′47.3096″
31	37°23′14.7247″	136°55′45.8563″
32	37°23′14.8593″	136°55′45.2744″
33	37°23′15.1002″	136°55′44.8975″
34	37°23′16.2453″	136°55′44.0975″
35	37°23′16.7073″	136°55′42.1645″
36	37°23′17.8320″	136°55′41.8573″

○国土交通省告示第九百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺地川

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県輪島市町野町の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第千六百九十四号で指定した同号十一に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	37°26′10.5322″	137°05′13.6555
2	37°26′15.2124″	137°05′14.8802″
3	37°26′16.2857″	137°05′17.2555″
4	37°26′16.9604″	137°05′18.9743″
5	37°26′17.4205″	137°05′20.9441″
6	37°26′18.5705″	137°05′28.9779″
7	37°26′19.9659″	137°05′39.2518″
8	37°26′20.1959″	137°05′42.9211″
9	37°26′19.8585″	137°05′48.3477″
10	37°26′13.9345″	137°05′54.4052″
11	37°26′10.7604″	137°05′55.2163″
12	37°26′08.6545″	137°05′50.4527″
13	37°26′05.4291″	137°05′41.7624″
14	37°26′04.8771″	137°05′38.2862″
15	37°26′04.6164″	137°05′31.2760″
16	37°26′05.0918″	137°05′26.9887″
17	37°26′07.5913″	137°05′18.3563″
18	37°26′08.2188″	137°05′15.9450″

○国土交通省告示第九百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　塚田川

石川県輪島市久手川町、同市稲舟町の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°23′17.6939″	136°55′43.1319″
2	37°23′16.7426″	136°55′44.8893″
3	37°23′16.5585″	136°55′49.0027″
4	37°23′17.3564″	136°55′50.1421″
5	37°23′04.8813″	136°56′17.4106″
6	37°23′04.3596″	136°56′26.2361″
7	37°23′04.2982″	136°56′27.1244″
8	37°23′03.1167″	136°56′32.1069″
9	37°23′01.3980″	136°56′39.2523″
10	37°23′02.5029″	136°56′40.5076″
11	37°23′05.9094″	136°56′44.1382″
12	37°23′07.5820″	136°56′49.0048″
13	37°23′08.3799″	136°56′50.8781″
14	37°23′10.4821″	136°56′55.6674″
15	37°23′07.4746″	136°57′01.0941″
16	37°23′02.8865″	136°56′57.4828″
17	37°22′51.7919″	136°56′48.5607″
18	37°22′52.7433″	136°56′43.5782″
19	37°22′57.4850″	136°56′14.8228″
20	37°22′57.6231″	136°56′14.1855″
21	37°22′58.3597″	136°56′10.8445″
22	37°22′58.9428″	136°56′08.2567″
23	37°23′03.8379″	136°55′58.3497″
24	37°23′04.7432″	136°55′57.1717″
25	37°23′07.5053″	136°55′53.0969″
26	37°23′09.4883″	136°55′49.8710″
27	37°23′12.3522″	136°55′52.6360″
28	37°23′15.1098″	136°55′47.9936″
29	37°23′14.9195″	136°55′47.6952″
30	37°23′14.9933″	136°55′47.3096″
31	37°23′14.7247″	136°55′45.8563″
32	37°23′14.8593″	136°55′45.2744″
33	37°23′15.1002″	136°55′44.8975″
34	37°23′16.2453″	136°55′44.0975″
35	37°23′16.7073″	136°55′42.1645″
36	37°23′17.8320″	136°55′41.8573″

○国土交通省告示第九百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　寺地川

石川県輪島市町野町の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°26′10.5322″	137°05′13.6555″
2	37°26′15.2124″	137°05′14.8802″
3	37°26′16.2857″	137°05′17.2555″
4	37°26′16.9604″	137°05′18.9743″
5	37°26′17.4205″	137°05′20.9441″
6	37°26′18.5705″	137°05′28.9779″
7	37°26′19.9659″	137°05′39.2518″
8	37°26′20.1959″	137°05′42.9211″
9	37°26′19.8585″	137°05′48.3477″
10	37°26′13.9345″	137°05′54.4052″
11	37°26′10.7604″	137°05′55.2163″
12	37°26′08.6545″	137°05′50.4527″
13	37°26′05.4291″	137°05′41.7624″
14	37°26′04.8771″	137°05′38.2862″
15	37°26′04.6164″	137°05′31.2760″
16	37°26′05.0918″	137°05′26.9887″
17	37°26′07.5913″	137°05′18.3563″
18	37°26′08.2188″	137°05′15.9450″

○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
奥州市水沢真城字土手根一〇四番一から同市水沢上姉体六丁目一〇番六まで	前	三二・二八～一四八・六六メートル
	後	三一・八九～一四八・六六メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

認定更新番号表

（令和７年10月１日）

製造業者名	型式名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
浄化槽			
株式会社西原ネオ			
代表取締役　月橋　伸夫			
ネオ浄化そう	ＮＣＩ―Ａ型	3―20Ｋ―Ｈ―001	3―25Ｋ―Ｈ―001
〃	ＮＣＩ―Ｂ１型	〃　―１	〃　―１
〃	ＮＣＩ―Ｂ２型	〃　―２	〃　―２
〃	ＮＣＩ―Ｂ３型	〃　―３	〃　―３
〃	ＮＣＩ―Ｃ１型	〃　―４	〃　―４
〃	ＮＣＩ―Ｃ２型	〃　―５	〃　―５
〃	ＮＣＩ―Ｃ３型	〃　―６	〃　―６
〃	ＮＣＩ―Ｄ型	〃　―７	〃　―７
株式会社ハウステック			
代表取締役社長　新井　仁			
名称なし	ＪＲＮ２―Ａ１型（101～500）	3―20Ｋ―６ＢＲ―001	3―25Ｋ―６ＢＲ―001
〃	ＪＲＮ２―Ａ２型（101～500）	〃　―１	〃　―１
〃	ＪＲＮ２―Ａ３型（101～500）	〃　―２	〃　―２
〃	ＪＲＮ２―Ａ４型（101～500）	〃　―３	〃　―３
〃	ＪＲＮ２―Ａ５型（200～500）	〃　―４	〃　―４
〃	ＪＲＮ２―Ａ６型（200～500）	〃　―５	〃　―５
〃	ＪＲＮ２―Ａ12型（300～500）	〃　―６	〃　―６
名称なし	ＪＴＮ２―Ａ１型（51～500）	3―20Ｋ―６ＢＴ―001	3―25Ｋ―６ＢＴ―001
〃	ＪＴＮ２―Ａ２型（51～500）	〃　―１	〃　―１
〃	ＪＴＮ２―Ａ３型（51～500）	〃　―２	〃　―２
〃	ＪＴＮ２―Ａ４型（51～500）	〃　―３	〃　―３
〃	ＪＴＮ２―Ｂ３型（51～500）	〃　―４	〃　―４
〃	ＪＴＮ２―Ｂ４型（51～500）	〃　―５	〃　―５
高度処理型小規模合併処理浄化槽			
ＫＢＲ１―５型		3―20Ｋ―Ｈ―002	3―25Ｋ―Ｈ―002
〃　ＫＢＲ１―７型		〃　―１	〃　―１
〃　ＫＢＲ１―10型		〃　―２	〃　―２

○北陸地方整備局告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から二週間北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

北陸地方整備局長　高松　論

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
高岡市六家一〇番から同市六家二五番三まで	〇・〇〇～六・七七メートル　〇・〇五九キロメートル

四　指定する期日　令和七年十月二十日

○北陸地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

北陸地方整備局長　高松　論

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十号	高岡市六家一〇番から同市六家二五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月二十日

○中部地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
国道一号	三重県三重郡朝日町大字小向字御田三〇八番一から同町大字小向字御田二五〇番八まで	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月二十日

人事異動

内閣

西岡　慶記　一藤　哲志
中井　彩子　村松　悠史
平野　貴之　福嶋　一訓
佐藤　傑　烏田　真人
内藤　和道　八槇　朋博
宮澤　睦子　首藤　晴久
久保田千春　佐野　文規
松浪　聖一　森田　亮　中嶋　謙英
中村　海山　高橋　正典　髙木　博巳
松本　英男　赤谷　圭介　齊藤　一美
數間優美子　坂本　隆一　川口　洋平
菅野　昌彦　設樂　大輔　中村　修輔
川瀬　孝史　牛島　武人　吉野俊太郎
田中　昭行　船所　寛生　志村　由貴
新城　博士　髙橋　明宏　中西　永
水野　麻子　村井壮太郎　藤原　和子
奥　俊彦　小西　安世　山﨑　隆介
小林　麻子　大野健太郎　川﨑　学
明日　利佳　大川　潤子　林田　海
矢野　紀夫　山中　耕一　山中　洋美
千葉　沙織　佐藤　文子　井原　史子
小津　亮太　中村美佐子　山田　亜湖
吉田　豊　長谷川利明　森　幸督
杉浦　一輝　溝田　泰之　玉田　雅義
三嶋　志織　吉村　弘樹　小畑　和彦
佐藤　由紀　岡本　利彦　荒井　智也

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（十月十六日）

内閣府

芦澤美智子　落合　孝文
佐藤　主光　杉本　純子　冨田　哲郎
冨山　和彦　中室　牧子　林　こづみ
堀　天子　間下　直晃　御手洗瑞子

規制改革推進会議委員に任命する（各通）（十月十六日）

警察庁

（警察庁長官官房人事課人事総括企画官）警視長　保坂　啓介

警察庁生活安全局保安課長を命ずる

（警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付）同　嘉屋　朋信

警察大学校組織犯罪対策教養部長兼警察庁刑事局組織犯罪対策部付を命ずる（以上十月一日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から八月二十九日キルギス大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月二十九日御答信があった。

御答電

天皇陛下から九月二十二日サウジアラビア二聖モスクの守護者サルマン国王へ発せられた御祝電に対し、九月十九日御答電があった。

天皇陛下から七月十四日ブルネイ国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十月二日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

国営漁川右岸土地改良事業（農業用用排水）計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営漁川右岸土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和７年10月20日

農林水産大臣　小泉進次郎

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営漁川右岸土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

令和７年10月20日から令和７年11月10日まで

３　縦覧場所

国土交通省北海道開発局のウェブサイト

法務

公証人任免

千葉地方法務局所属公証人伊藤明浩は願により公証人を免ぜられた。

大宮由紀枝は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人伊藤明浩の後任を命ぜられた。

静岡地方法務局所属公証人笠原久江は願により公証人を免ぜられた。（以上十月一日）

横浜地方法務局所属公証人髙畠久尚は願により公証人を免ぜられた。

宮地裕美は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人髙畠久尚の後任を命ぜられた。（以上十月十四日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（令和６年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月20日

埼玉労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間1,105円」を「１時間1,168円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

国家試験

第67回原子炉主任技術者試験口答試験合格者

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第６条の規定に基づき、第67回原子炉主任技術者試験口答試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

令和７年10月20日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

受験番号	氏名
1	石井　照央
7	植田　啓司
12	河瀬健太郎
21	西津　美咲
25	滋野　智宏
28	常少　亮太
34	竹内　陽香
40	豊田　丈通
46	長谷川和也
48	原　健太郎
65	若山　雄太

受験番号	氏名
2	石川　博康
8	越前　貴之
17	久保田和樹
23	坂本　崇徳
27	庄司　大将
31	杉岡　雄仁
38	津村　貴史
41	中崎　友哉
47	畠中　翔吾
51	平出　真之
68	渡辺　真次

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止の取消決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１号
茨城県北相馬郡利根町大字横須賀533番地１
清算株式会社　株式会社神原
代表清算人　神原　令子
１　決定年月日　令和７年10月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所龍ケ崎支部

令和７年（ヒ）第６号
熊本市東区佐土原３丁目11番95号
清算株式会社　ビッグロード株式会社
代表清算人　草野久美子
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所民事第１部

令和７年（ヒ）第１号
熊本県天草市亀場町亀川132番地１
清算株式会社　天草権現ファーム株式会社
代表清算人　村上　純也
１　決定年月日　令和７年10月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所天草支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００２号
千葉市中央区神明町22番１号
清算株式会社　アートタチバナ株式会社
１　決定年月日　令和７年10月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

令和６年（ヒ）第２０７７号
東京都港区赤坂４丁目５番17号
清算株式会社　株式会社ブレインズワーク・アソシエイツ
１　決定年月日　令和７年10月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４４号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　ＣＨ株式会社
代表清算人　箭内　　智
１　決定年月日　令和７年９月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、ＣＨ株式会社（以下「清算株式会社」という）の特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
３　弁済の方法
⑴　弁済の場所
協定債権の弁済は、清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　端数処理
弁済金額の計算にあたっては、弁済額の計算についての算出結果の額につき、１円未満の端数を切り捨て処理するものとする。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、本特別清算手続が結了するまでに発生しまたは発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために支出した清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権者一覧表記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。
２　債権の免除
各協定債権者は、第２、１の弁済を受けたとき、または第２、１の弁済原資が存しない場合において弁済を行わない旨の通知を受けたときに、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　追加弁済
第２、１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、各協定債権者に対して、別紙協定債権者一覧表記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第２、２による免除の効力は新たにされた弁済の限度で失われるものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については甲乙それぞれの承認機関での承認決議は甲乙ともに終了しており、埼玉県知事の認可も得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十日

埼玉県越谷市レイクタウン八丁目四番四号
Ｅｆｅｌｉｘ越谷レイクタウン四階
（甲）医療法人社団ひよこ会
理事長　片桐　美和

埼玉県入間市東町七丁目一四番一二号
（乙）医療法人康久会
理事長　片桐　美和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.tokyo-koatsu.com
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月三日
掲載頁　一〇二頁（号外第二二二号）

令和七年十月二十日

東京都渋谷区渋谷一丁目九番八号
（甲）東京高圧山崎株式会社
代表取締役　二階堂貴朗

茨城県稲敷郡阿見町大字青宿五九一番地
（乙）日興商事株式会社
代表取締役　青木　和則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://finatext.com/
（乙）https://www.behavior.co.jp
令和七年十月二十日
東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号住友不動産九段ビル九階
（甲）株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔ
代表取締役　鈴木あかね（木下あかね）

東京都目黒区中目黒三―六―二中目黒ＦＳビル五Ｆ
（乙）株式会社ビヘイビア
代表取締役　河又　翔平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十九日
掲載頁　一六〇頁（号外第二一一号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十九日
掲載頁　一五二頁（号外第二一一号）

令和七年十月二十日

東京都北区豊島六丁目一五番九号
（甲）東京化成工業株式会社
代表取締役　浅川　直幸

東京都中央区日本橋小伝馬町一六番一二号
（乙）サンフラワー株式会社
代表取締役　浅川　直幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十日
掲載頁　九十二頁（号外第一八八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十日
掲載頁　九十二頁（号外第一八八号）
令和七年十月二十日
東京都渋谷区道玄坂二丁目二八番五号
（甲）株式会社ＯＮＥＭａｒｋ
代表取締役　今井　喜規

東京都渋谷区猿楽町二番一三号メッツ代官山五階
（乙）株式会社ベストアンドブライティスト
代表取締役　村田　大造

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十日

東京都千代田区丸ノ内二丁目二番一号
（甲）ななつぼし監査法人
代表社員　米永　隆司

東京都渋谷区桜丘町二五番一八号
（乙）監査法人奏令
代表社員　伊藤　玲男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　四十頁（号外第一三〇号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　八十七頁（号外第一四六号）
令和七年十月二十日

神奈川県川崎市川崎区南町一番一
（甲）カナデビア環境サービス株式会社
代表取締役　石川　英司

広島県尾道市東御所町一一番九号ＪＡ尾道市駅前ビル
（乙）カナデビア中四国サービス株式会社
代表取締役　本間　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一一七頁（号外第一四四号）
（乙）掲載　神奈川新聞
掲載の日付　令和七年九月二十日
掲載頁　十九頁
令和七年十月二十日

神奈川県横須賀市久里浜八丁目一七番五号
（甲）東京湾フェリー株式会社
代表取締役　齊藤　宏之

横浜市中区山下町二番地
（乙）株式会社横浜貿易ビル
代表取締役　齊藤　宏之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十九日
掲載頁　一一九頁（号外第一九六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十九日
掲載頁　一一九頁（号外第一九六号）
令和七年十月二十日
大阪市中央区南船場三丁目四番二六号
（甲）株式会社宝美堂
代表取締役　渡邉　智浩
大阪市中央区南船場三丁目四番二六号
（乙）株式会社Ｇｏｏｄ　Ｗａｙ
代表取締役　渡邉　智浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nskt.nipponsteel.com
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　七十八頁（号外第一四八号）
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　八十八頁（号外第一四六号）
令和七年十月二十日
兵庫県尼崎市扶桑町一番二一号
（甲）日鉄片倉鋼管株式会社
代表取締役　龍田　晃一
福島県いわき市南台三丁目一番地九
（乙）鶴見鋼管株式会社
代表取締役　羽田　憲治
徳島県板野郡松茂町豊久字豊久開拓一三九番地一七
（丙）日鉄鋼管ファインチューブ株式会社
代表取締役　三浦　孝雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社及川鉄工所とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十日
宮城県名取市下増田字南原四九六番地
合資会社及川鉄工所
代表社員　及川　昭春

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ
合同会社カルチャークリエイティブ
代表社員　牛山　翔太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー
合同会社ビーケー0
代表社員　合同会社ビーケーパートナーズ
職務執行者　糸木　悠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十五日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　五十二頁（号外第八十八号）
令和七年十月二十日
東京都文京区後楽一丁目七番二七号
株式会社ＡＧＥＳＴ
代表取締役　二宮　康真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://town-group.co.jp/about/kessan_koukoku/index/
令和七年十月二十日
東京都千代田区岩本町二丁目六番一〇号
株式会社タウンハウジング
代表取締役　新田　泉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千八百六十五万四千七百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十日
東京都練馬区旭丘一丁目五九番一二―四〇二号
有限会社つるの里
代表取締役　浅見　朋子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百七十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十日
長野県松本市大字島内六九七二番地
有限会社濵農場
代表取締役　濵　幾洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千万円減少し、三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://orangevikings.jp/notice/
令和七年十月二十日
愛媛県松山市一番町一丁目四番地一
株式会社エヒメスポーツエンターテイメント
代表取締役　北野　順哉

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月三十日を効力発生日とする栗原建設株式会社との株式交換により、資本準備金の額が増加することを条件に、資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この資本準備金の額の減少は、本件株式交換に伴う株式発行と同時に株式交換による資本準備金の増加額を減少するものですから資本準備金の額の減少後の資本準備金の額は、同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十日
岩手県奥州市水沢真城字南塩加羅六八番地一
栗原ホールディングス株式会社
代表取締役　千葉　裕之

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十八日を効力発生日とする株式会社維新号との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月十日
掲載頁　一一八頁（号外第二二七号）
令和七年十月二十日
東京都千代田区紀尾井町一番一一号
株式会社赤坂維新号
代表取締役　鄭　彬

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年十月一日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月七日
掲載頁　七十七頁（号外第二二四号）

令和七年十月二十日
北九州市八幡西区陣原二丁目二番二一号
株式会社西原商事ホールディングス
代表取締役　西原　靖博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百九十七万五千円、資本準備金の額を三百二十二万六千三百三円減少し、それぞれ五千万一円、四千三百五十九万八千六百九十七円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十日
掲載頁　六十頁（号外第二〇四号）

令和七年十月二十日
東京都港区芝公園二丁目一一番一号
ＭＩＭＳ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　髙畑　正樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十日
東京都墨田区菊川二丁目二三番二号
関根興業株式会社
代表清算人　谷貝　光洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十日
静岡市葵区七間町三番地
株式会社吉見書店
代表取締役　吉見光太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十日
広島市西区横川町二丁目五番一二号
山陽物産株式会社
代表取締役　秋山　竜一

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を千株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十一月十日です。

令和七年十月二十日
大阪府大阪市住之江区南港中一丁目一番六七号
アチハ株式会社
代表取締役　阿知波孝明

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和七年十月二十日
東京都港区赤坂一丁目一番一号
株式会社トライディション
代表取締役　上野　太市

自己株式取得事項の通知公告

当社は、令和七年十月十七日開催の当社取締役会において、令和七年十月十七日開催の第八十六期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式
二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。
三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円
四、株式の取得価額の総額　三億七千五百万円を上限とする。
五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。
六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）　令和七年十月二十日～令和七年十月二十八日

令和七年十月二十日
東京都港区元赤坂一丁目五番二七号
佐藤製薬株式会社
代表取締役社長　佐藤　誠一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/fullhouse

令和七年十月二十日
東京都港区元赤坂一丁目一番七号
特定目的会社フル・ハウス
取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億四千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://www.akasaka-accounting.jp/balance/

令和七年十月二十日
東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号
株式会社赤坂国際会計内
エスエルピーシー特定目的会社
取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　八十六頁（号外第一五七号）

令和七年十月二十日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
Ｙｕｒｉ特定目的会社
取締役　髙橋　法彦

債権申出の公告（第一回）

当組合は、平成七年十月十六日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十日
兵庫県たつの市揖保町門前三六九番地の一
伸屋工業協同組合
代表清算人　徳永　耕造

訂正公告

令和七年八月二十九日（号外第一九六号）掲載の第五十三期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　髙橋　忠雄」とあるは「代表取締役社長　髙山　圭史」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月二十日
東京都八王子市別所二丁目三九番地の一
株式会社全労済システムズ
代表取締役社長　髙山　圭史